

マリーナ利用規約 兼 誓約書

下記内容に同意しマリーナ使用します。

- ①マリーナ施設（道路含む）内の車両通行は全面最徐行します。
- ②施設利用前に2Fフロントにて必要書類一式の提示・出港届け記入した後出港します。
- ③ゲレンデ利用時間は9:00（受付）～16:00迄。
16:00迄にジェットを上架し、17:30迄には完全にマリーナより退場します。
ツーリングの際は帰港時間に余裕をもって航海計画を立てます。
- ④スロープ・ポンツーン・走行エリアについて
ボートの上下架エリアの機器（ウィンチ）よりワイヤーロープが出ている時は、ライン内に立ち入らない・ワイヤーを絶対に踏まない・またぎません。
ジェットの下架が終了したら速やかに車とトレーラーを切り離し、トレーラーはブロックに車は所定の場所に駐車します。
下架後、ジェットは棧橋内側プラスチックポンツーンに係留します。教習・試験日等においては最前列スロープ側は係留しません。
走行時、棧橋まわりのブイまでは最徐行（アンドリング回転）の出入港を厳守します。
講習・試験エリアの実施区域には立ち入らない・近寄らず迂回します。
単独艇で京葉大橋より下流方面・篠崎水門へは絶対に行きません。
教習・試験艇・水上スキー、カヌー、その他船舶の航行を妨げません。
当マリーナ棧橋上流側の教習・試験ブイに立ち入ったり横切ったりしません。さらに上流側のクローズドコースのブイを利用する場合は左回りで決められたコースで走行します。
川岸からの釣り糸に注意し、釣り人に迷惑が掛からないよう走行します。他のマリーナ前や船だまり、工事区域等の付近を航行する際は徐行を厳守します。万が一の事故やトラブルがあった場合、当事者同士で解決します。
- ⑤小さな子供には水辺に注意し、必ずライフジャケットを着用させます。
吸殻は吸殻入れに。ゴミは分別しゴミ箱に捨てるか持ち帰ります。
バーベキューを行う場合は、実施責任者は事前にフロントにて誓約書に別途記入します。
- ⑥その他 「小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」を守ります。
酒酔い操縦・無免許操縦・危険操縦等はしません。させません。
ライフジャケットは必ず着用します。させます。
発航前点検を必ず実施します。
- ⑦改造艇は持ち込みません。騒音等で近隣住民に迷惑をかけません。

※利用規約や当マリーナスタッフの指示に従えない方は当社の判断により、退場・利用の制限をさせて頂くことがございます。予め御了承下さい。